



三者合同！ 相続登記等無料相談

予約不要！
相談無料！

令和6年4月1日から
相続登記が義務化されました！

司法書士会

法務局

土地家屋
調査士会

登記の専門家である

「司法書士」又は「土地家屋調査士」にお任せください！

〈秘密厳守〉

○相続登記等に関するご相談

◆遺産の相続

◆相続登記の手続等

○表示登記に関するご相談

◆相続した土地を分割したい

◆相続した建物が未登記だった

◆相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい

日時

毎月第3火曜日

午後2時から午後4時まで

※最終受付は午後3時30分まで

場所

水戸市北見町1番1号

水戸地方法務局
(不動産登記部門)

【ご来場の皆様へのお願い】

- 書類の書き方に関するご相談や、ご自身で作成した書類のチェックは、**本無料相談の「対象外」**です。
- ご自身で登記申請等を作成される場合には、法務局で実施している「**手続案内**」をご利用ください。

本相談は、「**先着順（事前予約は不要）**」です。

「相続登記等に関する相談」又は「表示登記に関する相談」のいずれかをお受けいたします。
(相談時間は30分です。) ※午後3時30分までにご来庁ください。

主催：水戸地方法務局・茨城司法書士会・茨城土地家屋調査士会

【相続登記等に関する相談の問合せ先】

・茨城司法書士会 水戸市五軒町1-3-16
連絡先 029(224)5155 / 029(225)0111
事務取扱時間 9:00~12:00 / 13:00~17:00(平日のみ)

【表示登記に関する相談の問合せ先】

・茨城土地家屋調査士会 茨城県水戸市大足町1078-1
連絡先 029(259)7400(代)
事務取扱時間 9:00~12:00 / 13:00~17:00(平日のみ)